

広域的地域活性化基盤整備計画

けんせいぶ りとう ちいき だい かい
県西部・離島地域【第10回変更】

ながさき
長崎県

ながさきし させぼ し おおむらし ひらど し まつらし つしまし いきし ごとうし
関係市町村(長崎市、佐世保市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市
さいかいし ながよ ちょう とぎつ ちょう おぢか ちょう さぎ ちょう しんかみごとう ちょう
西海市、長与町、時津町、小値賀町、佐々町、新上五島町)

平成25年 3月

注)・「関係市町村」欄には、広域的地域自立・活性化法第5条第5項の規定による意見聴取が必要な市町村をすべて記載すること。
・様式は、A4長辺側を、2箇所ホチキス留めすること。

目次

○ 広域的地域活性化基盤整備計画の目標および計画期間	1
○ 拠点施設	2
○ 広域的地域活性化基盤整備計画の整備方針と基本的な方針等との整合性	15
○ 交付対象事業等一覧	16
○ 拠点施設・重点地区	18
○ 整備方針概要図	31

広域的地域活性化基盤整備計画の目標及び計画期間

都道府県名	長崎県	計画の名称	県西部・離島地域(歴史・文化・農水産物などの地域資源と美しい沿道景観を活かした観光の活性化)
計画期間	平成20年度～平成24年度	交付期間	平成20年度～平成24年度

広域的特定活動

長崎県の西部及び離島地域の歴史的・文化的遺産、沿道景観、食などの地域資源を活かした観光サービス

目標

歴史的・文化的遺産、沿道景観、食などの地域資源を活かした魅力ある観光地の活性化を図り、さらなる観光拠点とし、県内外から観光客を呼び込む。

目標設定の根拠

経緯及び現況

長崎地域では、ポルトガルやオランダ、中国など海外との交流の歴史を通して多様な地域文化が形成され、東山手・南山手地区など、多くの国際色豊かな観光資源に恵まれており、さく(街歩き型)観光が進められている。西彼杵半島～県北地域にかけてはキリシタン文化関連施設や西海岸の沿道景観を活用した観光ルートの形成が進められている。また、離島地域においては、壱岐は原の辻遺跡、対馬は韓国との交流の歴史、五島ではキリスト教会群といった歴史的な地域資源を活用した取り組みがそれぞれ進められている。県内各地で様々な取り組みが行われているが、全体として観光地の活性化を図り、さらなる交流人口の拡大を図る必要がある。

課題

- ・離島については「しま」の魅力を発信していく必要がある。
- ・長崎港には、多くの国際観光船が寄港している(H18外航52隻は全国1位)。海外からの観光客が訪れやすい施設やまちづくりを推進する必要がある。
- ・広域的観光ルートにおいては、観光客が安全で快適な移動ができるように道路・港湾などの整備を行う必要である。
- ・地域の歴史的資産や沿道景観に配慮した社会資本の整備が求められている。

将来ビジョン(中長期)

本地域内の連携を進めるとともに、地域が持つ自然・歴史・文化をはじめ、食材・物産などの豊かな地域資源を活かし、観光客が満喫できる質の高い「こだわりの旅」を創出する。

目標を定量化する指標

指標	単位	定義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	目標値	
				基準年度	目標年度	
観光客数(暦年)	万人	本地域の年間観光客延べ滞在数	観光客数の増加を観光活性化による効果(観光客数増加)を加味した	2,324	H18	2,573 H24

拠点施設

施設名	環長崎港地区	所在地	長崎市
設置主体	—	管理・運営主体	—
設置(予定)年月	—	拠点施設の区分	法第2条第2項第2号(一団地の観光施設)
広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号ロ(1)(観光旅客に対する観光案内、宿泊その他の役務の提供に関する事業活動)	拠点施設の整備の有無	有 ・ (無)
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> 常盤・出島地区、元船地区、長崎駅周辺など長崎港を囲む地域。常盤・出島地区については、長崎県美術館や長崎水辺の森公園、長崎出島ワーフが整備されているとともに、国際観光船が発着する松が枝埠頭に隣接しており、観光客や県民の賑わいと憩いの場となっている。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 元船地区は長崎港を遊覧する観光船の発着所となっており、基幹事業により観光客の安全を確保するための港湾施設の整備を行う。 <目標と広域的特定活動・拠点施設との関係> 拠点施設及び地域内の他の観光拠点との連携により、地域全体の魅力を向上させるとともに、広域観光ルートの形成を促進する。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> イベントの開催、飲食等のサービスの提供、観光情報・地域情報等の提供 <将来> イベントの開催、飲食等のサービスの提供、観光情報・地域情報等の提供			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> <拠点施設に設定した理由> 本拠点施設は、地域内の観光の拠点であり、他の観光拠点との連携により、地域全体の魅力を向上させるとともに広域観光ルートの形成を促進する上で重要な施設である。			
重点地区(設定する場合に記述) 			

拠点施設

施設名	南山手・東山手地区	所在地	長崎市
設置主体	—	管理・運営主体	—
設置(予定)年月	—	拠点施設の区分	法第2条第2項第2号(一団地の観光施設)
広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号口(1)(観光旅客に対する観光案内、宿泊その他の役務の提供に関する事業活動)	拠点施設の整備の有無	有 ・ (無)
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> 南山手地区と東山手地区は、1858年の5箇国修好通商条約により設けられた長崎の開港場の旧居留地である。南山手地区には、大浦天主堂、旧羅天神学校など、ユネスコの世界遺産暫定一覧表に登録された「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産や旧グラバー住宅などが現存するとともに、旧香港上海銀行長崎支店や旧長崎税関下り松派出所などが港に面して建ち、いずれも国宝や重要文化財に指定されている。東山手地区には、ポルトガル、アメリカの各国領事館や礼拝堂が建ち、当時は領事館の丘とも呼ばれていた。両地区の街並みは、居留地の地割を示す歴史的風致とともに、初期の洋風住宅群などを残しており、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 長崎市外海地区から拠点施設までの国道202号をメインとしたながさきサンセットロードの整備を行うとともに、南山手・東山手と同じく主要観光地である長崎中心街から平和公園周辺までの道路整備や、長崎空港や大村からの航路を有する港湾施設の整備を行う。 <目標と広域的特定活動・拠点施設との関係> 拠点施設及び地域内の他の観光拠点との連携により、地域全体の魅力を向上させるとともに、広域観光ルートの形成を促進する。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> 歴史的・文化的資産や歴史的街並み景観の展示 <将来> 歴史的・文化的資産や歴史的街並み景観の展示			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> <拠点施設に設定した理由> 本拠点施設は、地域内の観光の拠点であり、他の観光拠点との連携により、地域全体の魅力を向上させるとともに広域観光ルートの形成を促進する上で重要な施設である。			
重点地区(設定する場合に記述)			

拠点施設

施設名	外海地区	所在地	長崎市 下大野町、西出津町他
設置主体	—	管理・運営主体	—
設置(予定)年月	—	拠点施設の区分	法第2条第2項第3号(教養文化施設)
広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号ロ(2)文化的資産の 展示又は伝統芸能の公演	拠点施設の整備の有無	有 ・ (無)
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> ユネスコの世界遺産暫定一覧表に登録された「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の20資産のうち、大野教会、旧出津救助院、出津教会、ド・ロ神父遺跡の4資産が本地域に存在する。我が国におけるキリスト教布教の歩みを示し、国内外の建築技術の融合の見本であるのみならず、独特の自然景観と一体となって優れた文化的景観を形成している。また、外海地区は遠藤周作の「沈黙」の舞台でもあり、遠藤周作文学館などでは、キリシタンの歴史を巡ることができる。さらに長崎市街から美しい海岸沿いの国道202号をメインとしたルートは、ながさきサンセットロードとして「日本風景街道」のモデルルートになっている。			
<拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 長崎市街から拠点施設までの国道202号をメインとしたながさきサンセットロードの整備及び沿道景観に配慮した道路や港湾施設の整備を行う。			
<目標と広域的特定活動・拠点施設との関係> 拠点施設及び地域内の他の観光拠点との連携により、地域全体の魅力を向上させるとともに、広域観光ルートの形成を促進する。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> 歴史的・文化的資産の展示			
<将来> 歴史的・文化的資産の展示			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> <拠点施設に設定した理由> 本地区の資産の多くは国または県の文化財に指定されており、歴史的価値が高い施設である。本地域の歴史・文化の魅力を発信する上で拠点となる施設と考えられる。			
重点地区(設定する場合に記述)			

拠点施設

施設名	水仙の里公園(野母崎運動総合公園)	所在地	長崎市 野母町
設置主体	長崎市	管理・運営主体	長崎市
設置(予定)年月	昭和52年11月	拠点施設の区分	法第2条第2項第2号(一団地の観光施設)
広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号ロ(1)(観光旅客に対する観光案内、宿泊その他の役務の提供に関する事業活動)	拠点施設の整備の有無	有 ・ (無)
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> 面積11万m ² 。敷地内には、水仙約1,000万球が植栽され、毎年12月から1月にかけて咲きそろう頃には「のもぎき水仙まつり」が行われ観光客が数多く訪れる。水仙の甘い香りと潮風がまざりあい、独特の香りがする。平成13年には、環境省の「かおり風景100選」に選定された。花と海・空のコントラストが非常に美しい。その他にも野外趣味活動施設として多目的グラウンド、テニスコート、プール、また海岸には親水ボードデッキがあり、憩いのスペースとなっている。さらに隣接して「陽の岬温泉」もあり、宿泊・日帰り入浴や野母崎特産の“のもんあじ”や、“伊勢えび”など、旬の食材を使った季節料理が楽しめる。			
<拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 拠点施設及び周辺の主要観光地を含む広域的観光を促進するため、基幹事業により道路の整備を行う。			
<目標と広域的特定活動・拠点施設との関係> 拠点施設及び地域内の他の観光拠点との連携により、地域全体の魅力を向上させるとともに、広域観光ルートの形成を促進する。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> 植物の展示、祭、宿泊、日帰り入浴、飲食等のサービスの提供、観光情報・地域情報等の提供			
<将来> 植物の展示、祭、宿泊、日帰り入浴飲食等のサービスの提供、観光情報・地域情報等の提供			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> <拠点施設に設定した理由> 本拠点施設は、野母崎地区の観光の拠点であり、他の観光拠点との連携により、地域全体の魅力を向上させるとともに広域観光ルートの形成を促進する上で重要な施設である。			
重点地区(設定する場合に記述)			

拠点施設

施設名	川原大池公園	所在地	長崎市 宮崎町
設置主体	長崎市	管理・運営主体	長崎市
設置(予定)年月	平成4年3月	拠点施設の区分	法第2条第2項第2号(一団地の観光施設)
広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号口(1)(観光旅客に対する観光案内、宿泊その他の役務の提供に関する事業活動)	拠点施設の整備の有無	有 ・ (無)
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> 面積196,478m ² 。「川原大池」は野母崎半島県立公園の中心に位置し、昔、この付近に住んでいたお姫様が船もろとも池の中に沈んでしまい、やがて龍となったという阿池姫伝説が言い伝えられている。周囲約1.9kmの長崎県内最大の天然の淡水湖で、ブラックバスやフナなどが釣れるため、ルアーフィッシングのメッカとして県内外より多くの愛好家が訪れている。周辺は野鳥が多く生息し、貴重な植物が多く、「川原大池樹林」として、長崎県指定の天然記念物になっている。湖畔には遊歩道があり、季節によってさまざまな水と森の自然にふれ合うことが出来る。公園内には、川原海水浴場やキャンプ場があり、バードウォッチング、キャンプ、海水浴や三和納涼夏祭り(伝統芸能「阿池姫太鼓」)などで賑わっている。			
<拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 拠点施設及び周辺の主要観光地を含む広域的観光を促進するため、基幹事業により道路の整備を行う。			
<目標と広域的特定活動・拠点施設との関係> 拠点施設及び地域内の他の観光拠点との連携により、地域全体の魅力を向上させるとともに、広域観光ルートの形成を促進する。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> 自然に関する体験の機会の提供、宿泊サービスの提供、祭礼、伝統芸能の公演			
<将来> 自然に関する体験の機会の提供、宿泊サービスの提供、祭礼、伝統芸能の公演			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> <拠点施設に設定した理由> 本拠点施設は、三和地区の観光の拠点であり、他の観光拠点との連携により、地域全体の魅力を向上させるとともに広域観光ルートの形成を促進する上で重要な施設である。			
重点地区(設定する場合に記述)			

拠点施設

施設名	長崎ペンギン水族館	所在地	長崎市 宿町
設置主体	長崎市	管理・運営主体	長崎市
設置(予定)年月	平成13年4月	拠点施設の区分	法第2条第2項第2号(一団地の観光施設)
広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号ロ(1)(観光旅客に対する観光案内、宿泊その他の役務の提供に関する事業活動)	拠点施設の整備の有無	有 ・ (無)
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> 「自然と人の共生」について考えるきっかけづくりの場となって欲しいとの願いを込め自然を学ぶ学校として建設された。地球上に生息するペンギン18種類のうち8種類が長崎ペンギン水族館で飼育されており、飼育種類が日本で一番多い水族館。長崎ペンギン水族館は前身である旧長崎水族館時代から日本でもペンギンの繁殖の先駆けとして国内外に知れている。ペンギンや魚を眺めたり、学習するだけでなく、ペンギンのタッチングやエサやり体験などふれあいながら命や自然のすばらしさを体験することができる場所である。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 拠点施設及び周辺の主要観光地を含む広域的観光を促進するため、基幹事業により道路の整備を行う。 <目標と広域的特定活動・拠点施設との関係> 拠点施設及び地域内の他の観光拠点との連携により、地域全体の魅力を向上させるとともに、広域観光ルートの形成を促進する。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> 動物の鑑賞、体験学習、観光情報・地域情報等の提供 <将来> 動物の鑑賞、体験学習、観光情報・地域情報等の提供			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> <拠点施設に設定した理由> 本拠点施設は、長崎地区の観光の拠点であり、他の観光拠点との連携により、地域全体の魅力を向上させるとともに広域観光ルートの形成を促進する上で重要な施設である。			
重点地区(設定する場合に記述)			

拠点施設

施設名	三川内地区	所在地	佐世保市三川内町、木原町、江永町他
設置主体	—	管理・運営主体	—
設置(予定)年月	—	拠点施設の区分	法第2条第2項第3号(教養文化施設)
広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号ロ(2)文化的資産の展示又は伝統芸能の公演	拠点施設の整備の有無	① 有 ・ 無
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> 三川内焼は、平戸藩御用窯として、時の将軍家への献上品として、南蛮交易の輸出品として歴史を重ねてきた。先人達の技と心は、みごとに今日に伝承され、国の伝統的工芸品に指定されている。佐世保東部に位置する三川内町は、現在も数々の旧所・名所が点在し、400年の伝統を受継いだ多くの窯元が町の繁栄を表している。また、三川内焼美術館には、江戸期から明治期にかけての貴重な白磁の作品と、名窯元競演による現代作家のコーナーがあり、伝統工芸士たちの作品も多数展示されている。また、近接するうつわ歴史館では三川内焼の歴史や焼物ができるまでの工程を映像や模型で楽しく見ることができるほか、佐世保市で発見された世界最古の土器(豆粒文土器)のレプリカも展示されている。三川内地区は美しいまちづくり重点支援地区に認定されており、歴史や自然景観に配慮し、公園・親水護岸・道路・駐車場の整備及び煙突等の保存などを行う。			
<拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 拠点施設内は多くの窯元や史跡が点在しており、歴史や自然景観に配慮した河川環境整備を行うことで、観光客が周遊できる魅力的な町を形成する。			
<目標と広域的特定活動・拠点施設との関係> 拠点施設の魅力を向上させるとともに、広域観光ルートの形成を促進する。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> 伝統的工芸品の展示 <将来> 伝統的工芸品の展示			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> 公園・駐車場等整備は佐世保市が平成19年度からしており、平成23年度完成予定。 <拠点施設に設定した理由> 毎年10月中頃に行われるこの陶器市には、全国各地から陶磁器に親しむ人々が訪れ賑わっている。本地域の魅力を発信する上で拠点となる施設と考えられる。			
重点地区(設定する場合に記述) 重点地区では、三川内山公園は隣接する河川とあわせて来訪者のための駐車場や休息の場を整え、焼き物の里を意識した整備を行うとともに、史跡は散策路の休息の場とし、焼き物の里のイメージを膨らませる小公園として整備する。また、まちの歴史を伝える文化遺産である煙突群等については保存に努めている。			

拠点施設

施設名	平戸地区	所在地	平戸市
設置主体	—	管理・運営主体	—
設置(予定)年月	—	拠点施設の区分	法第2条第2項第3号(教養文化施設)
広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号ロ(2)文化的資産の展示又は伝統芸能の公演	拠点施設の整備の有無	有 ・ (無)
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> ユネスコの世界遺産暫定一覧表に登録された「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の20資産のうち、宝亀教会、田平天主堂の2資産が本地域に存在する。我が国におけるキリスト教布教の歩みを示し、国内外の建築技術の融合の見本であるのみならず、独特の自然景観と一体となって優れた文化的景観を形成している。また、長崎市街から美しい海岸沿いの国道202号をメインとしたルートは、ながさきサンセットロードとして「日本風景街道」のモデルルートになっている。さらに、平戸城下旧町地区では、伝統的町家群、平戸港交流広場、和蘭商館跡、幸橋、平戸城、松浦史料博物館、寺院と教会など見所満載の観光スポットである。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 長崎市街から拠点施設までの国道202号をメインとしたながさきサンセットロードの整備及び沿道景観や歴史的資産に配慮した道路や港湾施設の整備を行うとともに、拠点施設周辺で離島航路を有する港湾施設の整備を行う。 <目標と広域的特定活動・拠点施設との関係> 拠点施設及び地域内の他の観光拠点との連携により、地域全体の魅力を向上させるとともに、広域観光ルートの形成を促進する。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> 歴史的・文化的資産の展示 <将来> 歴史的・文化的資産の展示			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> <拠点施設に設定した理由> 本地区の資産の多くは国または県の文化財に指定されており、歴史的価値が高い施設である。本地域の歴史・文化の魅力を発信する上で拠点となる施設と考えられる。			
重点地区(設定する場合に記述)			

拠点施設

施設名	松浦市立福島歴史民俗資料館	所在地	松浦市福島町
設置主体	松浦市	管理・運営主体	松浦市
設置(予定)年月	昭和62年	拠点施設の区分	法第2条第2項第3号(教養文化施設)
広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号ロ(2)文化的資産の展示又は伝統芸能の公演	拠点施設の整備の有無	有 ・ (無)
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> 伊万里湾に浮かぶ福島は、明治初期から石炭採掘が進められ、農業・漁業とあわせ比較的裕福な島であった。その後の社会構造の急激な変化で町の様相も大きく変わり、炭鉱の灯も消えた。そこで、祖先が残した資料の中から、福島町全体の地勢コーナー、椿油を絞る民家の再現コーナー、農業に関する諸道具を展示するコーナー、漁業に用いた漁具コーナー、石炭採掘の模様を再現した鉱業コーナー等が展示されている。また、棚田と沖の飛島に沈む夕日が美しいと評判であり、天候の良い日にはカメラマンが並ぶ。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 長崎市街から拠点施設までの国道202号をメインとしたながさきサンセットロードの整備及び沿道景観や歴史的資産に配慮した道路の整備を行うとともに、離島航路を有する港湾施設の整備を行う。 <目標と広域的特定活動・拠点施設との関係> 拠点施設及び地域内の他の観光拠点との連携により、地域全体の魅力を向上させるとともに、広域観光ルートの形成を促進する。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> 歴史的・文化的資産の展示 <将来> 歴史的・文化的資産の展示			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> <拠点施設に設定した理由> 石炭最盛期を経て近年までの歴史を分かりやすく展示している。本地域の歴史・文化の魅力を発信する上で拠点となる施設と考えられる。			
重点地区(設定する場合に記述)			

拠点施設

施設名	五島地区教会群	所在地	五島市、新上五島町
設置主体	—	管理・運営主体	—
設置(予定)年月	—	拠点施設の区分	法第2条第2項第3号(教養文化施設)
広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号ロ(2)文化的資産の展示又は伝統芸能の公演	拠点施設の整備の有無	有 ・ (無)
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> ユネスコの世界遺産暫定一覧表に登録された「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の20資産のうち、堂崎教会、青砂ヶ浦天主堂、頭ヶ島天主堂など5資産が五島列島に存在する。我が国におけるキリスト教布教の歩みを示し、国内外の建築技術の融合の見本であるのみならず、独特の自然景観と一体となって優れた文化的景観を形成している。その他にも水之浦教会、井持浦教会、福見教会、大曾教会など、文化財として価値の高いものもあり、堂崎教会～水之浦教会～井持浦教会、福見教会～大曾教会～青砂ヶ浦天主堂～頭ヶ島天主堂の2コースは自然と教会を巡る観光ルートになっている。			
<拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 自然と教会を巡る観光ルートの道路整備を行うとともに、離島航路を有する港湾施設の整備を行う。			
<目標と広域的特定活動・拠点施設との関係> 拠点施設及び地域内の他の観光拠点との連携により、地域全体の魅力を向上させるとともに、広域観光ルートの形成を促進する。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> 歴史的・文化的資産の展示			
<将来> 歴史的・文化的資産の展示			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> <拠点施設に設定した理由> 本資産の多くは国または県の文化財に指定されており、歴史的価値が高い施設である。本地域の歴史・文化の魅力を発信する上で拠点となる施設と考えられる。			
重点地区(設定する場合に記述)			

拠点施設

施設名	壱岐地区	所在地	壱岐市
設置主体	—	管理・運営主体	—
設置(予定)年月	—	拠点施設の区分	法第2条第2項第3号(教養文化施設)
広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号ロ(2)文化的資産の展示又は伝統芸能の公演	拠点施設の整備の有無	① ・ 無
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> 壱岐には多数の古墳が存在し、長崎県の総数の約半数の古墳が壱岐に存在する。国指定の特別史跡である原の辻遺跡は、弥生時代を中心とする大規模な多重環濠集落であり、中国の歴史書『魏志倭人伝』記載の「一支国(いきこく)」の王都として特定された極めて重要な遺跡である。また、遺跡の復元整備とあわせて整備が進められている県立埋蔵文化財センター及び壱岐市立一支国博物館(仮称)は、長崎県全体の埋蔵文化財保護行政の拠点、東アジア的視点に立った考古学研究の拠点となるとともに、原の辻遺跡と併せて壱岐の地域振興拠点となるものである。また、壱岐は稲作が盛んであり、古代米である赤米の生産やグリーンツーリズム(農業体験)が各地に広がっている。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 拠点施設内の主要観光地を安全で快適に移動ができるように、基幹事業により道路の整備を行う。また、平成22年3月に開館した壱岐市立一支国博物館周辺の、景観に配慮した河川の環境整備を行うほか、ほ場整備にあわせて稲作の冠水被害から守る河川改修を行う。 <目標と広域的特定活動・拠点施設との関係> 拠点施設及び地域内の他の観光拠点との連携により、地域全体の魅力を向上させるとともに、広域観光ルートの形成を促進する。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> 歴史的・文化的資産の提示 <将来> 歴史的・文化的資産の展示、グリーンツーリズム			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> 平成22年3月に県立埋蔵文化財センター及び壱岐市立一支国博物館開館。刈田院地区はH21年度より農地集積加速化基盤整備事業で整備中。 <拠点施設に設定した理由> 本拠点施設は、地域内の地域振興及び観光の拠点であり、他の拠点施設との連携により、地域全体の魅力を向上させるとともに広域観光ルートの形成を促進する上で重要な施設である。			
重点地区(設定する場合に記述) 遺跡の復元整備及び県立埋蔵文化財センター・壱岐市立一支国博物館の建設地周辺と刈田院地区を重点地区とする。			

拠点施設

施設名	厳原武家屋敷跡	所在地	対馬市 厳原町
設置主体	—	管理・運営主体	—
設置(予定)年月	—	拠点施設の区分	法第2条第2項第2号(一団地の観光施設)
広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号ロ(1)(観光旅客に対する観光案内、宿泊その他の役務の提供に関する事業活動)	拠点施設の整備の有無	有 ・ (無)
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> 17世紀後半に今の厳原市街に府中城が造営された際、今の港船着き場から棧原地区の大通りを「馬場筋通り」と称され大道が開放され、両側に宗家一門及び家中上士の屋敷が門を並べた。今もなお、そのなごりである門や石べいが残っており、市内の観光拠点となっている。			
<拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 拠点施設を含む対馬内の主要観光地を安全で快適に移動ができるように、基幹事業により道路の整備を行う。			
<目標と広域的特定活動・拠点施設との関係> 拠点施設及び地域内の他の観光拠点との連携により、地域全体の魅力を向上させるとともに、広域観光ルートの形成を促進する。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> 歴史的街並み景観の形成・展示			
<将来> 歴史的街並み景観の形成・展示			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> <拠点施設に設定した理由> 本拠点施設は、地域内の観光の拠点であり、他の観光拠点との連携により、地域全体の魅力を向上させるとともに広域観光ルートの形成を促進する上で重要な施設である。			
重点地区(設定する場合に記述)			

拠点施設

施設名	早岐地区	所在地	佐世保市
設置主体	—	管理・運営主体	—
設置(予定)年月	—	拠点施設の区分	法第2条第2項第2号(一団地の観光施設)
広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号ロ(1)(観光旅客に対する観光案内、宿泊その他の役務の提供に関する事業活動)	拠点施設の整備の有無	有 ・ (無)
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> 大村湾の北部に位置し、早岐港南部では、旧針尾海兵団跡地を工業団地として造成していたが、平成3年に観光施設「テーマパーク」が進出して、まちづくりが進められ、アメニティ豊かな空間が創出され、活気あふれる観光資源とした地域の活性化の中心となっている。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 拠点施設及び観光施設を含む県北地域の広域的観光を促進するため、基幹事業により道路及び栈橋(改良)の整備を行う。 <目標と広域的特定活動・拠点施設との関係> 拠点施設及び地域内の他の観光拠点との連携により、地域全体の魅力を向上させるとともに、広域観光ルートの形成を促進する。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> 観光情報・地域情報等の提供 <将来> 観光情報・地域情報等の提供			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> <拠点施設に設定した理由> 本拠点施設は、地域内の観光の拠点であり、他の観光拠点との連携により、地域全体の魅力を向上させるとともに広域観光ルートの形成を促進する上で重要な施設である。			
重点地区(設定する場合に記述)			

広域的地域活性化基盤整備計画の整備方針と基本的な方針等との整合性

計画の整備方針		方針に合致する主要な事業
①歴史・文化・食など地域資源を活かした広域的観光の促進 長崎県西部及び離島地域には、教会や武家屋敷、博物館や歴史民俗資料館など多くの歴史的資産が点在する。また、長崎が誇る豊かな食材と独特の食文化、その土地ならではの四季折々の食べ物を味わうことは旅の醍醐味の一つとなっている。広域的観光を促進するため、道路・港湾施設の整備を行うとともに、農水産物を農作物被害の軽減及び水産物の安定的な供給をするため、河川改修・水産基盤整備を行う。また、ハード整備と合わせ、国内外からの交流促進や特産物のPRイベント開催など、ソフト事業を行う。		<基幹事業>河川：刈田院川河川改修、道路：(主)野母崎宿線(大崎工区)、(一)河務福江線(戸岐ノ首工区)、一般国道202号・204号・206号・207号・251号・324号・382号・383号・384号・499号道路修繕、一般県道初瀬印導寺線道路修繕、港湾：長崎港、時津港、脇岬港、大村港、田平港、福島港、若松港、郷ノ首港、浜窄港、茂木港、神ノ浦港、瀬戸港、池島港、早岐港 <提案事業>活動推進事業：壱岐しまづくりプロジェクト推進事業、都市と農山漁村の共生・対流促進事業、県産品フェア開催事業、長崎さかな祭り、実り・恵みの感謝祭、基盤整備支援事業：早岐港定期旅客船関連施設整備
②美しい沿道景観の創出と歴史的資産の尊重 夕日や歴史的資産など地域資源を尊重すべき地域については、地域と連携しながら、道路・港湾施設等の整備や歴史的資産を尊重した河川環境整備を行い、魅力ある観光空間づくりに取り組む。		<基幹事業>河川：幡鉾川河川環境、小森川河川環境、道路：一般国道202号・204号・383号・499号道路修繕、港湾：平戸港、松浦港、玉ノ浦港
③環長崎港地域の都市再生 環長崎港地域(長崎駅周辺地区、長崎港港奥部地区、常盤・出島地区、松が枝地区)において、長崎港を取り巻く自然や歴史的資産、まちなみなどの特質を継承しながら、観光都市にふさわしい社会資本の整備を行う。		<基幹事業>港湾：長崎港 <提案事業>基盤整備支援事業：元船地区景観整備、長崎駅前高架広場整備、長崎港新国際ターミナル整備
基本的な方針等との整合性(※1)		
区分	整合性等の有無	左記の理由等
①広域的地域活性化のための基盤整備に関する基本的な方針との適合の有無	有・無	各整備方針は、広域からの来訪者を増加させるための諸活動を活発化させるために必要な基盤整備を集中的・効率的に行おうとするものであり、基本的な方針に適合している。
②国土形成計画、社会資本整備重点計画、環境基本計画との調和の有無	有・無	国土形成計画全国計画の計画部会中間とりまとめにおいて、「地域資源を活かした産業の活性化」が示されており、各整備方針は同計画と調和している。
③北海道総合開発計画、沖縄振興計画との調和の有無(北海道及び沖縄のみ回答)	有・無	
④その他の計画等との整合性の有無	有・無	
⑤関係市町村への意見聴取の有無(※2)	有・無	長崎市、佐世保市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、長与町、時津町、江迎町、鹿町町、佐々町、小値賀町、新上五島町に意見聴取
⑥他の都道府県への意見聴取の有無(※2)(他の都道府県との境界にかかる計画の場合に回答)	有・無	
広域地方計画協議会での取扱い(※3)	有・無	
その他		

交付対象事業等一覧表

交付対象事業費 (a)	8,695.930	交付限度額(b)	3,712.616	国費率 (b/a)	0.4269
-------------	-----------	----------	-----------	-----------	--------

【基幹事業】 (単位:百万円)

事業	細項目	事業箇所名	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体事業費	交付期間内事業費		交付対象		環境影響評価	
				開始年度	終了年度	開始年度	終了年度		うち官負担分	うち民負担分	事業費	対象の有無	手続終了年月	
河川		幡鉢川河川環境整備	L=0.35km	H20	H20	H20	H20	10	10	10	0	10	無	
河川		小森川河川環境整備	L=2.95km	H20	H21	H20	H21	110	110	110	0	110	無	
河川		刈田院川河川改修	L=1.60km	H21	H24	H21	H24	353.642	353.642	353.642	0	353.642	無	
道路		(主)野母崎宿線(大崎工区)	L=0.20km	H20	H20	H20	H20	200	200	200	0	200	無	
道路		(一)河務福江線(戸岐/首工区)	L=0.90km	H21	H24	H21	H24	164	164	164	0	164	無	
道路		一般国道202号道路修繕	L=105.8km	H20	H24	H20	H24	970.214	970	970		970.214	無	
道路		一般国道204号道路修繕	L=68.1km	H20	H24	H20	H24	506	506	506		506	無	
道路		一般国道206号道路修繕	L=52.5km	H20	H24	H20	H24	482.386	482.386	482.386		482.386	無	
道路		一般国道207号道路修繕	L=10.3km	H20	H21	H20	H21	16	16	16		16	無	
道路		一般国道251号道路修繕	L=6.2km	H20	H24	H20	H24	101	101	101		101	無	
道路		一般国道324号道路修繕	L=8.9km	H20	H24	H20	H24	128	128	128		128	無	
道路		一般国道382号道路修繕	L=109km	H20	H24	H20	H24	405	405	405		405	無	
道路		一般国道383号道路修繕	L=65.0km	H20	H24	H20	H24	290	290	290		290	無	
道路		一般国道384号道路修繕	L=97.1km	H20	H24	H20	H24	643	643	643		643	無	
道路		一般国道499号道路修繕	L=28.9km	H20	H24	H20	H24	174	174	174		174	無	
道路		一般県道初瀬印通寺線道路修繕	L=8.5km	H20	H24	H20	H24	120.623	120.623	120.623		120.623	無	
港湾		長崎港		H20	H24	H20	H24	202	202	202	0	202	無	
港湾		時津港		H21	H23	H21	H23	17.4	17.4	17.4	0	17.4	無	
港湾		脇岬港		H22	H24	H22	H24	77.176	77.176	77.176	0	77.176	無	
港湾		大村港		H21	H23	H21	H23	82.2	82.2	82.2	0	82.2	無	
港湾		平戸港		H21	H24	H21	H24	77.28	77.28	77.28	0	77.28	無	
港湾		松浦港		H22	H24	H22	H24	55.645	55.645	55.645	0	55.645	無	
港湾		田平港		H21	H24	H21	H24	69.834	69.834	69.834	0	69.834	無	
港湾		福島港		H22	H24	H22	H24	176.461	176.461	176.461	0	176.461	無	
港湾		玉ノ浦港		H21	H21	H21	H21	16	16	16	0	16	無	
港湾		若松港		H21	H24	H21	H24	182.56	182.56	182.56	0	182.56	無	
港湾		郷ノ首港		H22	H24	H22	H24	96.14	96.14	96.14	0	96.14	無	
港湾		浜窄港		H22	H24	H22	H24	71.96	71.96	71.96	0	71.96	無	
港湾		茂木港		H22	H22	H22	H22	17.966	17.966	17.966	0	17.966	無	
港湾		神ノ浦港		H22	H24	H22	H24	39.632	39.632	39.632	0	39.632	無	
港湾		瀬戸港		H22	H24	H22	H24	282.18	282.18	282.18	0	282.18	無	
港湾		池島港		H22	H23	H22	H23	65.667	65.667	65.667	0	65.667	無	
港湾		早岐港		H22	H22	H22	H22	320.14	320.14	320.14	0	320.14	無	
港湾		高島港		H23	H24	H23	H24	73.256	73.256	73.256	0	73.256	無	
港湾		富江港		H23	H24	H23	H24	39.9	39.9	39.9	0	39.9	無	
港湾		有川港		H23	H24	H23	H24	190.8	190.8	190.8	0	190.8	無	
合計								6,828.462	6,828.462	6,828.462	0	6,828.462		

【提案事業】

事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直/間	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体事業費	交付期間内事業費		交付対象事業費	事業利益の有無
						開始年度	終了年度	開始年度	終了年度		うち官負担分	うち民負担分		
事業活用調査														
地域自立・活性化活動推進事業	香岐しまづくりプロジェクト推進事業	香崎市	県	直		H20	H20	H20	H20	3.3	3.3	3.3	0	3.3
	都市と農山漁村の共生・対流促進事業	対馬市、香崎市、五島市、新上五島町	県	直		H20	H22	H20	H22	22.257	22.257	22.257	0	22.257
	県産品フェア開催事業	長崎市	県、民間	間		H20	H20	H20	H20	8	8	4	4	4
	長崎おさかな祭り	長崎市	民間	間		H20	H24	H20	H24	25.238	25.238	11.738	13.5	11.738
地域自立・活性化基盤整備支援事業	ながさき実り・恵みの感謝祭	長崎市	県、民間	間		H20	H22	H20	H22	27	27	12	15	12
	元船地区景観整備	長崎市	県	直		H20	H21	H20	H21	300	300	300	0	300
	長崎駅前高架広場整備	長崎市	県	直		H20	H22	H20	H22	12	12	12	0	12
	長崎港新国際ターミナルビル整備	長崎市	県	直		H20	H22	H20	H22	1,326.4	1,326.4	1,326.4	0	1,326.4
	清掃船建造	長崎市	県	直		H22	H24	H22	H24	149.773	149.773	149.773	0	149.773
合計										26	26	26	0	26
合計										1,899.968	1,899.968	1,867.468	32.5	1,867.468

交付対象事業費合計(基幹事業+提案事業) 8,695.930

(参考)関連事業

事業	事業箇所名	事業主体	所管省庁名	規模	(いずれかに○)				事業期間		全体事業費
					直轄	補助	地方単独	民間	開始年度	終了年度	
道路	(主)長崎南環状線 新戸町～田上	県	国土交通省	L=3.10km		○			H17	H22	15,000
道路	一般国道384号 浦の川拡幅	県	国土交通省	L=1.20km		○			H19	H23	600
道路	一般国道499号 竿浦拡幅	県	国土交通省	L=2.52km		○			H3	H22	12,000
道路	一般国道499号 蚊焼拡幅	県	国土交通省	L=0.62km		○			H15	H23	1,665
道路	(主)野母崎宿線 為石工区	県	国土交通省	L=0.40km		○			H18	H21	700
道路	(一)河務福江線 奥浦工区	県	国土交通省	L=1.68km		○			H20	H25	1,000
道路	(都)浦上川線	県	国土交通省	L=2.33km		○			H2	H22	59,000
港湾	長崎港港湾環境整備	県	国土交通省			○			H20	H22	569
合計											90,534

拠点施設・重点地区

県西部・離島地域(長崎県)	面積	320ha	所在地	長崎市(環長崎港地区、東山手・南山手地区)	重点地区	有・(無)
---------------	----	-------	-----	-----------------------	------	-------



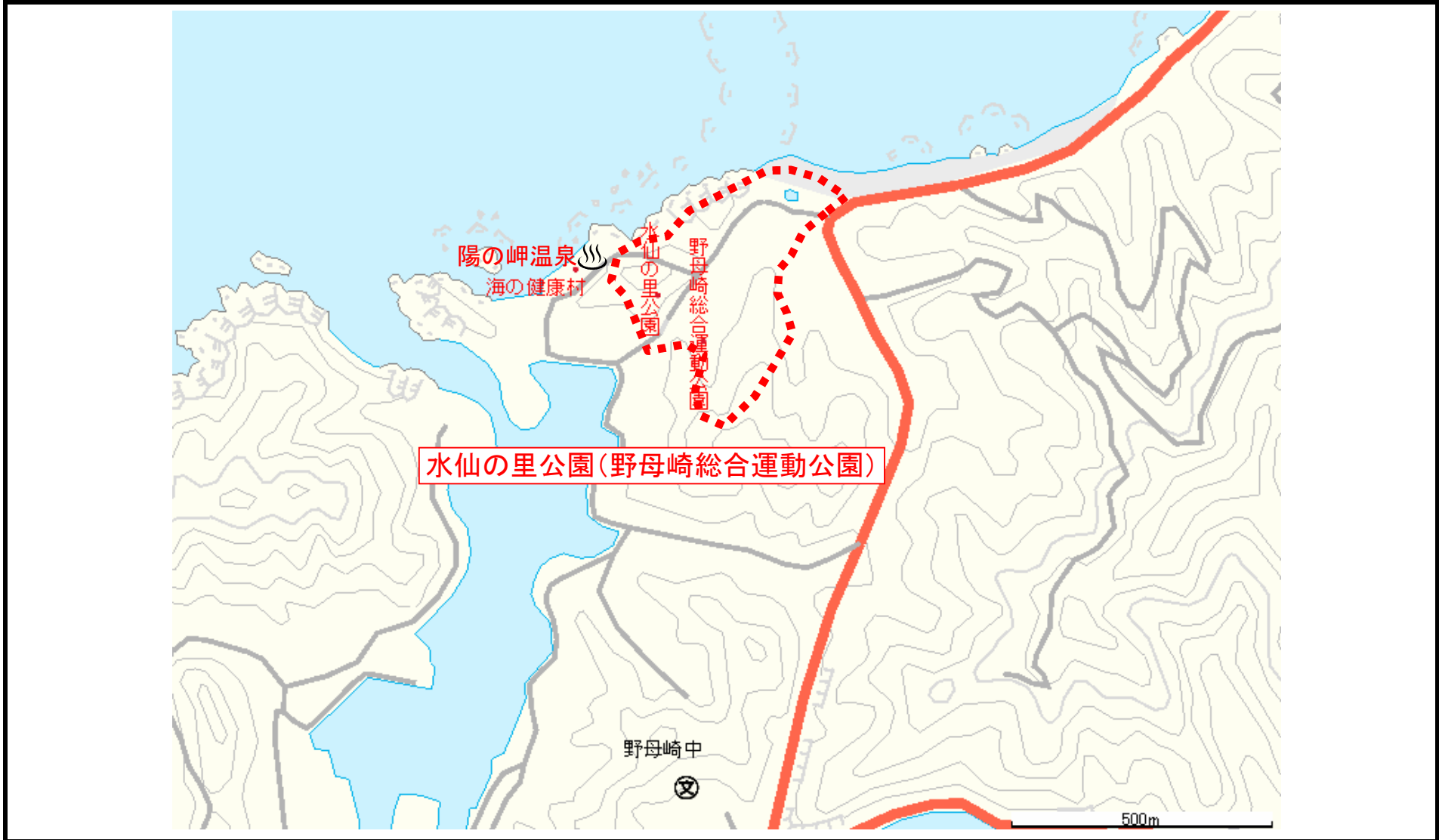
拠点施設・重点地区

県西部・離島地域(長崎県)	面積	1,046ha	所在地	長崎市下大野町、西出津町他(外海地区)	重点地区	有・ 無
---------------	----	---------	-----	---------------------	------	-------------



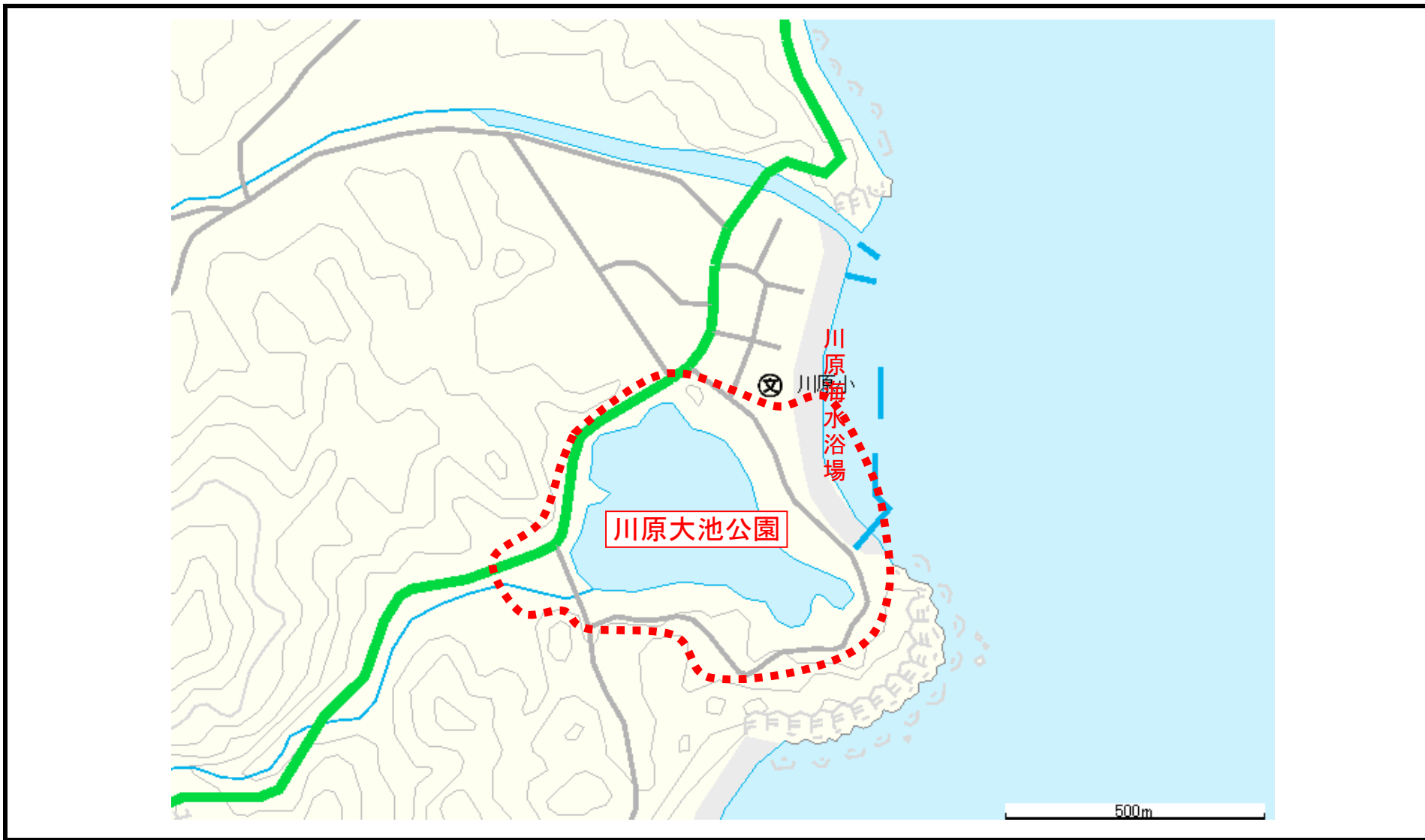
拠点施設・重点地区

県西部・離島地域(長崎県)	面積	10ha	所在地	長崎市野母町(水仙の里公園)	重点地区	有・(無)
---------------	----	------	-----	----------------	------	-------



拠点施設・重点地区

県西部・離島地域(長崎県)	面積	32ha	所在地	長崎市宮崎町(川原大池公園)	重点地区	有・ <input type="radio"/> 無
---------------	----	------	-----	----------------	------	----------------------------



拠点施設・重点地区

県西部・離島地域(長崎県)	面積	2.6ha	所在地	長崎市宿町(長崎ペンギン水族館)	重点地区	有・(無)
---------------	----	-------	-----	------------------	------	-------



拠点施設・重点地区

県西部・離島地域(長崎県)	面積	3,262ha	所在地	平戸市(平戸地区)	重点地区	有・ 無
---------------	----	---------	-----	-----------	------	-------------



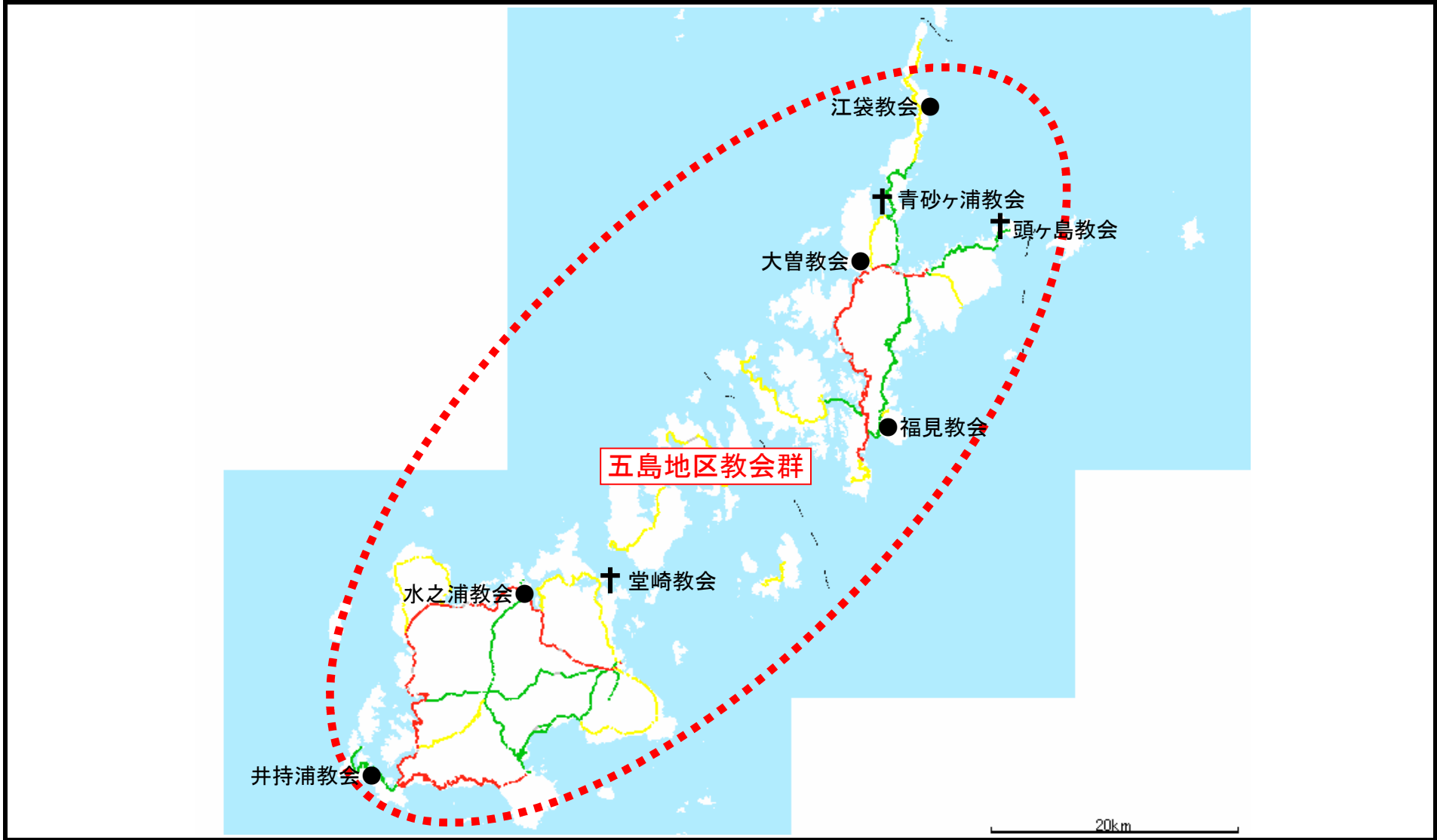
拠点施設・重点地区

県西部・離島地域(長崎県)	面積	0.6ha	所在地	松浦市福島町	重点地区	有・ 無
---------------	----	-------	-----	--------	------	-------------



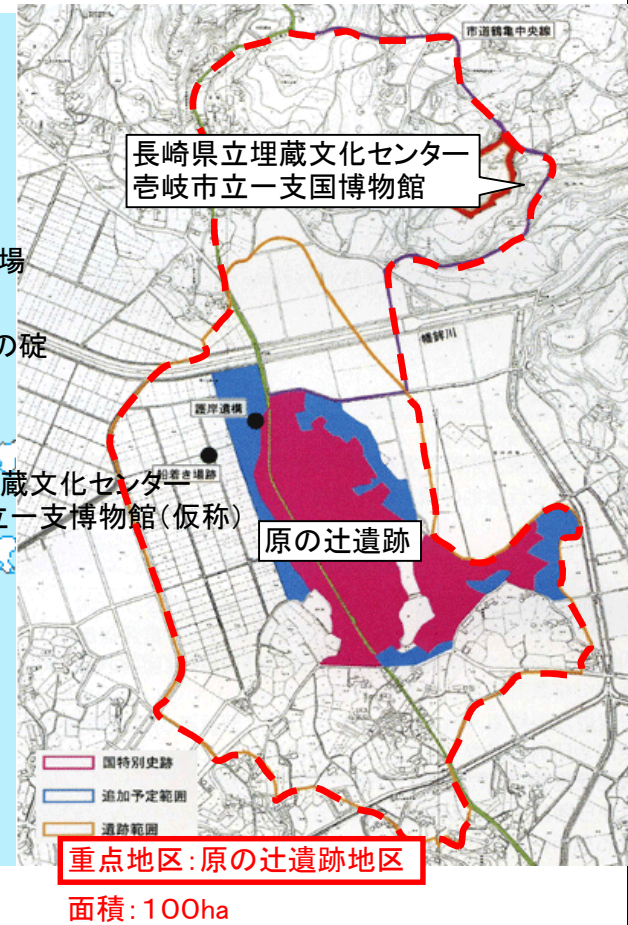
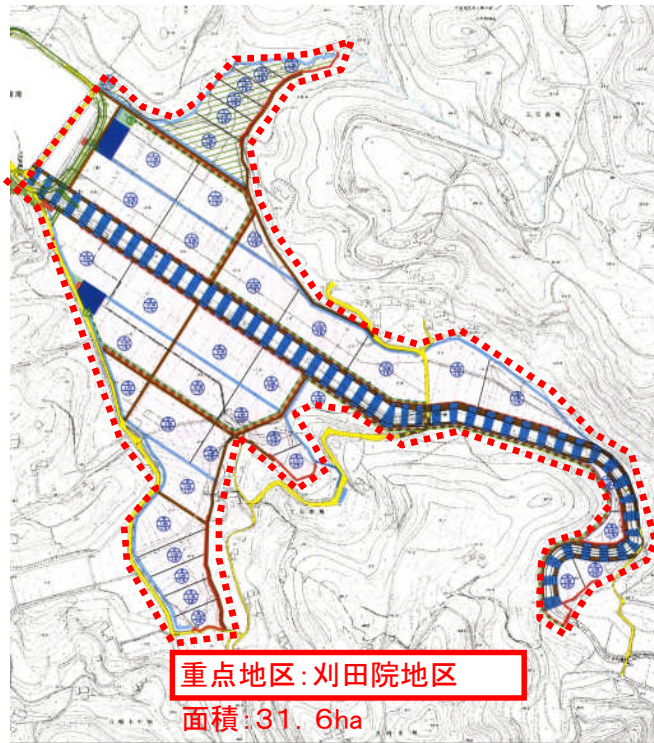
拠点施設・重点地区

県西部・離島地域(長崎県)	面積	63,474ha	所在地	五島市、新上五島町(五島列島)	重点地区	有・ 無
---------------	----	----------	-----	-----------------	------	-------------



拠点施設・重点地区

県西部・離島地域(長崎県)	面積	13,850ha	所在地	壱岐市	重点地区	(有)・無
---------------	----	----------	-----	-----	------	-------



拠点施設・重点地区

県西部・離島地域(長崎県)	面積	4.8ha	所在地	対馬市厳原町(武家屋敷跡)	重点地区	有・ 無
---------------	----	-------	-----	---------------	------	-------------



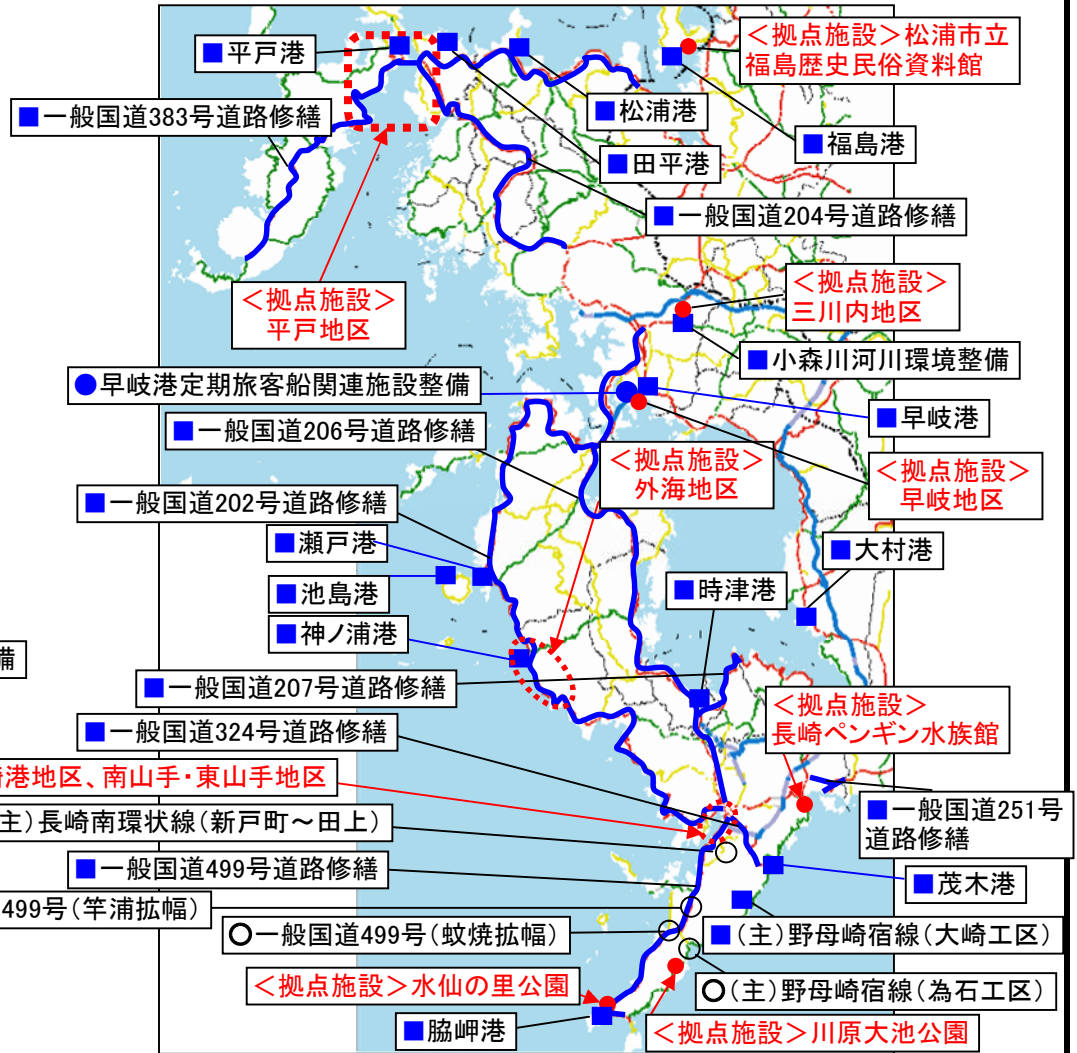
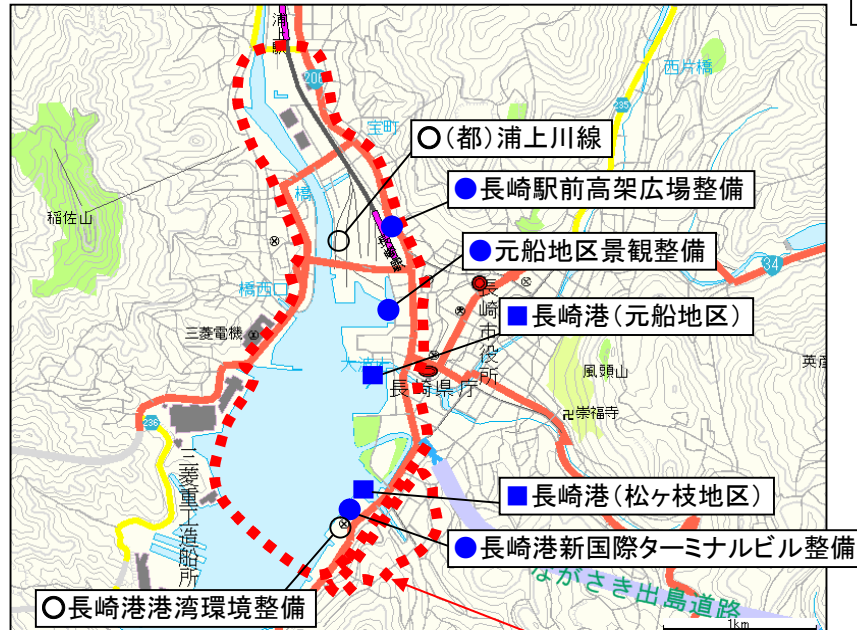
拠点施設・重点地区

県西部・離島地域(長崎県)	面積 87ha	所在地 佐世保市ハウステンボス町(早岐地区)	重点地区 有・(無)
---------------	---------	------------------------	------------



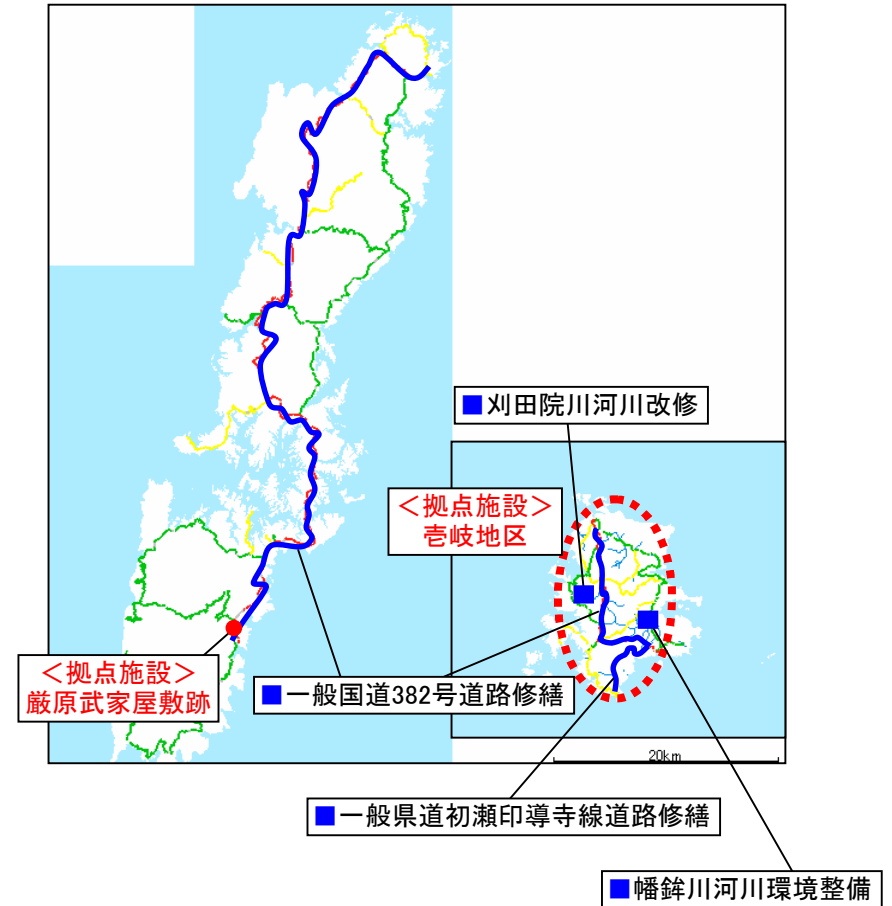
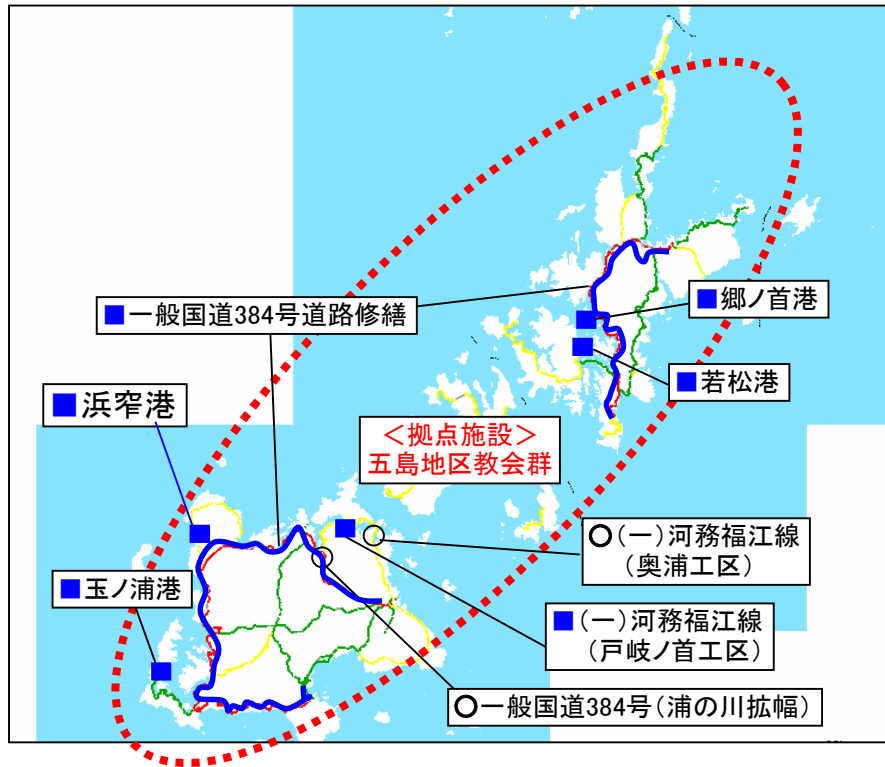
県西部・離島地域(長崎県) 整備方針概要図(1/2)

目標	歴史的・文化的遺産、沿道景観、食などの地域資源を活かした魅力ある観光地の活性化を図り、さらなる観光拠点とし、県内外から観光客を呼び込む。	代表的な指標	観光客数(暦年) (万人)	2,324 (H18) →	2,573 (H24)



凡 例	
●	拠点施設
■	基幹事業
●	提案事業
○	関連事業

県西部・離島地域(長崎県) 整備方針概要図(2/2)



凡 例	
●	拠点施設
■	基幹事業
●	提案事業
○	関連事業